

三重県高病原性鳥インフルエンザ本庁対策本部の設置について

令和4年12月20日

三重県では、発生は認められないものの、下記の理由により本庁対策本部（B体制）を設置します。

記

- 本病が、全国的に昨シーズンを上回るペースで拡大していること。また、複数の隣接県（愛知県、和歌山県）でも複数回発生していることから、本県でも本病の発生が強く危惧される状況にあると判断されるため。
- 年末年始の長期休暇を控えており、関係機関も含め、休暇時における体制整備を図る必要があるため。

三重県高病原性鳥インフルエンザ対策本部設置要綱【抜粋】

(主旨)

第1条 家きん生産者を始め県民に大きな影響を及ぼす高病原性鳥インフルエンザ（低病原性鳥インフルエンザを含む）（以下「本病」という。）が発生した際に、県の組織を挙げて、その被害の拡大防止と早期終息及び県民の不安解消等の総合的な対策を講じるため、「三重県高病原性鳥インフルエンザ対策本部」（以下「対策本部」という。）を設置する。また、県庁内に設置するものを「本庁対策本部」とし、発生地の市町を所管する農林水産事務所（農林事務所、農政事務所）に設置するものを「現地対策本部」とする。

2 本庁対策本部の設置及び解散は次のとおりとする。

(1)設置

- ア 県内の鶏が県の簡易検査で陽性となるなど、本病の発生が強く疑われたとき。
- イ 隣接県で本病に関する通報があり、県内に制限区域が及んだとき。
- ウ その他知事が必要と認めたとき。

第2条 略

(体制)

第3条 本庁対策本部は、A体制又はB体制の2段階の体制をとることができる。

2 体制については、第1条第2項(1)アの場合はA体制、第1条第2項(1)イの場合はB体制の2段階の体制とし、危機の推移及び対策の状況等により、対策本部の決定によって移行することができる。

三重県高病原性鳥インフルエンザ対策本部 構成員

本庁対策本部

(A体制)

区 分	職 名
本部長	知事
副本部長	副知事
	副知事
副本部長兼統括本部員	危機管理統括監
主任本部員	農林水産部長
本部員	防災対策部長
	戦略企画部長
	総務部長
	医療保健部長
	医療保健部理事
	子ども・福祉部長
	環境生活部長
	廃棄物対策局長
	地域連携部長
	スポーツ推進局長
	南部地域活性化局長
	雇用経済部長
	観光局長
	県土整備部長
	県土整備部理事
	最高デジタル責任者
	デジタル社会推進局長
	出納局長
	企業庁長
	病院事業庁長
教育長	
警察本部長	

(B体制)

区 分	職 名
本部長兼統括本部員	危機管理統括監
副本部長兼主任本部員	農林水産部長
本部員	防災対策部長
	戦略企画部長
	総務部長
	医療保健部長
	医療保健部理事
	子ども・福祉部長
	環境生活部長
	廃棄物対策局長
	地域連携部長
	スポーツ推進局長
	南部地域活性化局長
	雇用経済部長
	観光局長
	県土整備部長
	県土整備部理事
	デジタル社会推進局長
	出納局長
	企業庁長
	病院事業庁長
	教育長
警察本部長	